

平成31年第1回定例会議事日程（第3号）

平成31年3月15日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 利 彦 議 員

岸 本 加代子 議 員

太 田 文 則 議 員

横 川 清 一 議 員

山 本 定 生 議 員

平成31年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成30年3月15日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月15日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） ただいまの出席議員は9名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は、通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。

時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し、厳守してください。

まず、1番、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。

最後の一般質問になります。ルールにのっとってやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

通告に書いてありますが、シリーズとして、町長の3期12年の検証について、第2弾ということになります。人口1万人を町長、マニフェストと言うんですか、どういうふうを考えているか知りませんが、打ち出して当選しました。

まずは人口1万人、現在はどんどん減っております。8,000人にも達していません。そういうところで、人口1万人という数字の根拠は何だったのか、もう一度お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私が町長に立候補を決意したときは平成18年でした。平成18年から19年の4月にかけて、いろいろと町内の皆様とお話をさせていただきました。

その折に町民の多くの皆さんは、合併をするべきなのか、しないほうがいいのか、その選択肢をどちらに選択をするのかというようなお考えの方もかなりおられました。その中でも、やっぱり多くの町民は合併は余り望んではいないように私は感じました。

合併をしない町づくりをするためのまず大きな大前提は何があるということでありましたが、当時、国内というか国のほうで言われていました市町村の人口をどの程度が合併をしない独立した行政として運営ができていくのかというような何か議論があったように聞いております。そのときに基礎的自治体の一番小さな人口は1万人程度というような案が出ておりました。

私ども吉富町は当時人口が七千二百四十五、六人ぐらいの時代で、それならば合併をするしないで、町内で賛成反対で論をするよりは、まずは人口1万人の町をつくれれば、合併の選択肢をどうだこうだということがなくて、町民の皆さんがお互いに明るく穏やかに生活ができるのではなかろうかというふうな思いもありまして、前向きにまちづくりを元気にやっっていこうということで人口1万人という目指すところをそこに置かせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 基礎自治体1万人ということで枠組みを決められましたですね、今町長が言われましたが、あの時代。それで3町村でそれをクリアする協議会を開いたわけですが合意に達しなかったということでした。

ただ、吉富町は今まで8,000人になったことはないと思うんです。ちょうどたしか旧中津市も吉富町と人口密度が大体同じで、当時7万人ぐらいだったと思うんですが、中津市もそれ以上になったことはない聞いております。

なかなか狭い町で、農業、田んぼもほ場もありまして、なかなか人口をふやすことも難しい、仕事場も工場誘致もなかなか難しいということでしたから、なかなか1万人というのは難しいわけですが、そういうことで1万人ということはわかりました。

結局、2番目にいきますが、達成できたのかと書いてありますが、もちろんできなかったわけですね。

平成19年の行政懇談会での財政状況を考えて予算削減の方法等の質問に対して、緊縮政策より人口を1万人に増加して収入増を図ると町民にアピールしておりました。1万人にすると収入増も図れると考えていたのでしょうか、もう一度お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 町の人口がふえればふえるほど税収はふえるんだろうというのが通説であります。人口をふやすことがその町の活力を見るバロメーターの1つだというふうに思います。

本町は過去に8,000人の手前までいった時代がありました。それからはなかなかその壁を破れずに7,000人台、昭和17年に吉富町になってから七十数年間、7,000人台を維持してまいりました。

その町が、今の日本の人口は人口減少だと、年々減っていくということでありましたが、御多

分に漏れず本町も少しずつ減ってまいりました。7,000人台を維持してきた町がとうとう7,000人を割り込むということできております。

今現在は6,840人そこそこだということではありますが、なかなか時代に逆らっていくというのは難しいことだというふうに私も感じております。ただ、まずは人口減少を食い止めよう、そして安定的な行政運営をやっていきたいというふうに考えておりました。

財政面で見ますと、平成18年、19年当時は、小泉内閣の三位一体改革で随分と地方の小さな行政は苦勞をさせられました。ですが平成19年から、小泉さんから首相が交代したところから、削減されておりました地方交付税も少しずつ復元をしてまいりました。そのようなことで、人口は減っていきましたが、交付税が復元をされましたので、財政的には以前よりはかなりよくなってきたというふうに思っております。

そして、私どものまちづくりは、まずは人口を食い止めて、次はふやそうという思いでやってまいりました。それでもなかなか思うようにはいきませんでした。平成29年は前年度に対して人口が8人プラスでした。

平成30年度も何とかプラスにしたいと、2年連続で人口がプラスになれば、吉富町は人口増にこれから向かうんだという認識、あるいは意識、また認知をされるんだらうという思いで平成30年度を一生懸命、職員一緒になってやってまいりましたが、12月25日、26日まではプラスだったんです。年末の何日間かで、やっぱり人口というか人口動態、かなりの方が動きまして、1月1日現在ではマイナス15人ということで本当にショックは大きかったんですが、絶対にプラスになると確信をしておりましたが、ふたを開けてみたらマイナス15人だったと。

それでも2年間でプラスマイナス7人だったということで、気を改めて、この31年は何とかプラスにしようという意気込みで今やっております。2月末で今のところ人口はプラスになっております。これをあと10カ月続ければ、過去3年で人口がプラスになる。

吉富町のような田舎の小さな行政がこの時代に人口がプラスになるということは奇跡に近いのではなかろうかと思えますし、町民の皆さんも、自分たちの町は今のこの減少社会の中でプラスに転じたんだという自信と誇りを持っていただいて、これからの町づくりにも弾みがつくのではなかろうかというふうに考えております。かいつまんでそういうことだと思っております。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 人口減少の中でも、いつも町長が口癖のように言う近隣市町よりは減少が少ないと。今そんなことは問題じゃないんです。

どんどん減っていくにもかかわらず、第4次総合計画では8,000人を目標にすると。それによって住宅政策にそれを反映させるかのように2つの今の現状に過度な負担をかけるような住宅建てかえをしました。しかも1戸当たり3,000万円というような予算の立て方でした。そ

れによって多少の入札によって少なくなったとはいえ非常に過度な建物、吉富町に、今町長言われましたように田舎の町で、少し華美な感じのするような建物です。

それから前も言いましたが、住宅政策は住宅困窮者のためだと言いますが、吉富町には民間のアパートもたくさんございますし、そういう方々との連携というか、そういうことが全然考えられていないような政策で、負担がこれからふえてくるのではなかろうかと思っております。

非常に政策が大雑把でいかんnaと思っていたところに、長寿命化計画を見直すというようなことがありますて、今回は今残ってある住宅も建てかえの計画を見直すというようなことになっております。こういうことはわかったことなんで、まず最初からやるべきだったと私は思っております。

そういうふうに思っておりますので、次の来年度の予算からはそのような視点で私がお場にあれば議論なりを進めていきたいと思っております。

では、次にいきます。2番、AI時代の教育について。

○議長（若山 征洋君） ③はいいの。

○議員（7番 是石 利彦君） 3番、そうかごめんなさい。

以前、人口1万人の標語は降ろさないと、目標だと言われましたが、人口増を達成するためにどうしたらよいかと考えていたのか。どうしても頑張っていたんでしょうけれども今下がっております。これをどのようにしたら人口増を達成できるのか、どうしたらよいかと考えていたのかをお尋ねいたします。失礼いたしました。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどからお話をしておりますが、人口減少をなかなか食いとめるというのは至難のわざだというふうに思っておりますが、本町では町営住宅の建てかえをしたり、いろんな道路整備をしたり、人口がふえるための施策をやってまいりました。

また是石議員さんの指摘で、民間の賃貸住宅の経営者を圧迫しているのではなかろうかという御心配もおかけしておりますが、最近、不動産業者さん、あるいはそういう賃貸住宅を営営されている方とお話をいたしますと、吉富町に建てた賃貸住宅の入居率はこの地域では抜群だと、飛び抜けて入居率がいいというふうにお聞きしております。

また、家賃も同じような住宅を中津市、あるいは吉富町に建てた場合に、吉富町のほうが家賃が高額でも入居が決まっているということで、吉富町がいかに生活をする上で利便性にたけた町なのかということをお認識をしていただいております。

その方はもっと住宅を建てるような、賃貸住宅を建てる資金調達、あるいは土地の調達が目鼻がつけば、まだまだ建てたいというようなお話もしておりました。そして吉富町の人口1万人に寄与したいというようなお言葉もいただいております。

そのようなことでしておりますが、やはり先ほど言いましたように1万人というのは至難のわざだと思います。ただ、それに向けて前向きに進むことが、私ども吉富町の住民にとって求められるものだろうというふうに思っております。

先ほど言いましたように、ここ2年間、人口が減らないと、ほぼ横ばいだというこの現状は、我々が過去12年間にわたってやってきたことがやっと実を結びつつあるのかなと、これから先が楽しみだというふうに思っております。

ちょっとやってできなかったから目標を変えよう、そういう安易なことではなかなか町づくりというのはできないだろうと。10年かけようが、20年かけようが、30年かけようが、決めた目標に向かって長期的に、確実に、計画的に進んでいくというのが大切なんだろうというふうに思っております。

吉富町は今高齢化率を見ても、今30%台に乗りましたが、近隣の市町は大体今はもう33%、4%、5%までいっております。そういう意味では、この近隣では若い方々が吉富町に住まわれているのだろうというふうに理解をしております。これを議会の皆さんとともに進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほど是石議員さんが町営住宅の建てかえなどがいかなものかというようなお話がありましたが、私どもが事業をやる際には、必ず議会の皆さんの御承認をいただいて事業を進めております。議会の皆さんの賛成がなければ前に進むことはできません。議員さんからそういうふうな指摘をされるというのは私は心外だったんですが、住民の方々の中にも、何でああいうのを勝手に建てるんですかというような質問を何回かされました。私ども行政は町長だからって勝手に何もできませんと、必ず議会で審議をしていただいて可決をしたことしかできませんというお話をしております。もし住民からそういうお問い合わせをいただいたならば、皆さんからそういうふうに説明をしてあげていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 何かしおらしいことを言っていました、議会が否決したやつを全額専決する町長ですから、議会のお話を、意見を聞く耳は持たない方です。それで結構です、お話は承っておきますが、口から、まあ、言わんところか。

では次、さっきの2番目にいきます。時間ございませんので、私はもう教育長のお話を聞きたくてしょうがないのでぜひとも。

では、社会問題の大きなものに就職問題があります。幸いにも有効求人倍率は福岡県でも29年度統計で1.5倍以上、高校生も就職率100%、一方で近ごろでは人手不足の職種もあり、事業を縮小せざるを得ない経営者もいるという報道を見聞きします。

我々も、そして子育て中の町民、保護者も悩むところだろうと思います。テレビゲーム、ガラケーの時代が今ではスマホ、インターネット、AI、人工知能のデジタル社会、AI時代に既に突入しております。子供たちが巣立つころに、果たして今の憧れの高収入の職場や職業につけるのか。AIロボットにとってかわるやもしれないのです。

いや、AIにはできない仕事があるとも言われております。必ず人類は技術革新により、それまでなかった職業を発明してきた歴史があります。ただ、そのとき人間はAIにできない仕事果たしてできるのか、我が子供がそういう仕事につくことができるのかということが命題だろうと思うんです。

ある研究で全国2万5,000人の基礎的読解力調査の分析によると、読解力に弱点がある、これはAIロボットに inferiores ことだと言われております。問題は人間がAIロボット以下の長文読解力しかないことに注目されているんです。AIロボットは何でもできるようですが、長文の文章を理解できないということがわかったそうです。

問題はそれすらも凌駕できないような子供たちの、学生たちの長文読解力が落ちているというようなことだと。すなわち基礎学力、コミュニケーション能力、集中力、ほかにも好奇心、重要ではないかと考えております。人手不足なのに失業者があふれているような近未来に備えるには、どのような準備が必要かと問いたいのです。

幼児教育から生涯教育までなぜ学ばなければならないのか。日進月歩と言われるが、先が読めない時代をどう生き抜く力を子供たちに身につけてもらえるのか。お母さんの周りで遊んでいて20年たったらもう成人式です。

2020年新学習指導要領に、それまでの知識・技術の習得を中心とした学習に対して、自分で考え、表現し、判断する技術を身につける学習を重視することになる。小中学校の準備はどのようにできているのか、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） お答えいたします。

今の子供たちが社会で活躍するころの時代は、今御指摘のように厳しい挑戦の時代とも予測困難な時代とも言われております。このような時代にあって、学校教育には子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、さまざまな情報を見きわめ、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、また複雑な状況の変化の中で目的を再構築することができる力を育む、そういうことが求められております。

このような社会的背景を受けまして、今回の学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を主要テーマとして改定されております。具体的には、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成、学びを人生や社会に生かそう

とする学びに向かう力や人間性等の涵養、この3つを柱として改定がなされております。是石議員が御指摘のように、固定的な知識や技術の習得だけでは新たな時代に対応できないという考え方が反映されたものとなっております。

学習指導要領は、昭和22年に試案が出されてから、ほぼ10年ごとに改定が行われてきております。今回の改定で9回目でございます。

今回の改定の考え方は、既に平成10年の学習指導要領の改定において示された生きる力の育成という考え方を継承したものでございます。ですから今回の改定で急に何かが変化していくというものではなく、学校現場では、既に平成10年からこの方向での教育課程の編成や授業の改善が図られているところでございます。

一例を挙げますならば、これまで正解を求め、ひたすらそれを量的にこなしていく、そういった学習指導から、問題の解き方ややり方を比較検討し、どちらがよりよい解き方なのかを根拠をもとに説明し合うような学習、つまり思考力・判断力・表現力を育成するスタイルに変化してきておるところでございます。

今実施されております全国学力学習状況調査の問題も高等学校や大学入試も思考力・判断力・表現力を問う方向で具体的に改善がなされてきております。

学校では具体的には新しい学習指導要領の趣旨や内容に沿った教育課程の編成をし、教育指導計画書を現在作成しているところでございます。また教員個人がその趣旨に沿った授業をしているかを検証する授業研修を全教職員に位置づけております。さらには県教育委員会等が実施する新教育課程説明会に全教職員を参加させ、その趣旨や考え方、変更内容等の周知徹底に努めている状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう既にそれにとりかかっているということでした。思考力・判断力・表現力、これが身につけば私も相当よかったんだろうと思うんですが、ぜひそれに沿ってやっていていただきたいと思います。

今のは小学校、中学校のことかなと思いましたが、幼稚園児からできることは何かありますか。それとか家庭でできること、その辺のことをもう一度お聞かせ願います。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 幼稚園にも学習指導要領と同じように幼稚園教育要領というものがございまして。その中でやはり幼児教育で育みたい資質、能力が明示されており、その方向性は学習指導要領と同じでございます。

幼稚園教育要領には、健康・人間関係・環境・言葉・表現という5領域がありますが、幼児と

いう発達段階を踏まえますと、遊びを通しての総合的な指導によりこれらを一体的に育むことが重要であるとされております。これは従来のものと変わりはありません。

現在幼稚園では、健康・安全・運動遊びや人間関係を重視した集団遊び、言葉、数量型遊びや表現、音楽、造形遊びなど、さまざまな遊びを通した総合的な指導の中で主体的・対話的で深い学びができるよう、遊びの中で生まれた自分がやりたいことに向け、気づいたことやできるようになったことを生かしながら、考えたり、試したり、工夫したりする活動をこれまで以上に大切にしていこうということでございます。また、友達と協力したり挑戦したりすることも大切にしております。

私自身の経験からも、幼児期には自然や社会、先生や友達といった対象と豊かにかかわる体験が最も大切であると私は考えております。その中で生まれた気づきや感じたことなどを素直に表現し、それを皆が共感していくことや、みずからの活動を振り返ることで活動する意欲、生きる意欲がさらにましていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 小学校、中学校という教科が幾つかあるわけですが、算数、数学、国語、それから社会とかがありまして、そういうところに授業に集中できる力が大変必要なお話をよく聞くわけですが、それをどのように醸成するかということが非常に大切なことだろうと思うわけです。

その中に科目だけでなく、芸術的なこととか地域のお祭りに参加させるとかそういったようなこと、いわゆる5教科というんですか、それ以外のことはどのようにお使いになるんでしょうか。それをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 通告の中身と若干違うように感じるんですけども、もう一度、趣旨がちょっと。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 一応、では次にいきましょうか。

高偏差値大学生の保護者は高学歴高収入とされてきておりますが、都会と地方の地域間格差を解消できるチャンスと捉えることができるのではないかと思います。チャンスと捉えることが何かあるでしょうか。

わかりにくいと思いますが、例えば塾に行くとか個人レッスンを受けるとか、そういうことができる環境にあるところのほうが便利だったと、より有意義だったというお話も聞くんですが、先ほど言ったAIの時代は、その高収入の職業とかどうなるかわからんような時代です。そうい

う時代に今、吉富町で子供たちの学習、教育をそういう時代にも対応できるような準備はできるかと。

うまく説明ができないんですが、例えば、今までやっていたことがもう全て、例えば簡単に言えば弁護士とかお医者さんとか、ああいうものが全部AIでビッグデータでできるというようなお話も聞きます。だから今ある職業がもうなくなることもあるわけです。

そういう時代に、先ほど言ったように職業の募集はたくさんあっても就職できないというようなそんな時代のときに、子供たちが、大学生が、私たちの子供たちがちゃんと対応できるような力を持てるような、そういう準備はできるんじゃないかと思うんですが、何かそういうアイデアがありますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 最初にお断りをしておきますが、人工知能、AIがどれだけ進化をしても、その思考の目的を与え、あるいはその目的のよさや正しさや美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであると考えております。AIはやはり道具でございます。ですから私は人間の最も大きな強みを大切にしていかなければいけないというのが前提でございます。

そこでお答えいたします。文部科学省の全国学力学習状況調査の結果から、年収の高い親の子供ほど成績が高い傾向にあるという分析が出されております。

しかし、ある専門家は、成績のいい子供の家庭に共通するのは単純に年収の高さというよりも、子供のためにという発想から行動し、結果的に学習に適した生活環境を整えることのできる心の余裕であるというふうに指摘をしております。また、家庭の中に学び、考え、かつ対話する習慣があるか、本や新聞など活字が家庭に多く置かれているかなど、家庭の生活習慣や文化資本などの重要性についても言及しております。

多くの要因が家庭環境にあることを考えますと、学習指導要領が改定され学校教育が改善されても、それだけでは格差の解消にはつながりにくいのではないかと考えております。

しかし、今回の学習指導要領の改定により、学習指導要領が学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し、活用できる学びの地図としての役割を果たすことが示されております。今後、学校運営協議会等を核にして、学校、家庭、地域がこんな子供を育てたいという、こんな地域社会にしたいというこの目標を共有し、積極的にそれぞれの役割を果たしていくことが、子供の学力や家庭、地域の教育力を高め、結果として格差解消につながるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） それでは、次に、岸本加代子議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。大きく4点のことについて質問させていただきます。

まず1点目、築城基地についてお尋ねいたします。

築城基地を米軍が自由に使える基地にしようとする動きが進められています。政府は2019年度予算案で約7億円の税金を投入し、米軍のための駐機場、庁舎、米兵の宿舎、倉庫に加えて、燃料タンクの増強、米軍弾薬庫、滑走路の延長を始めようとしています。これは沖縄の負担軽減策の一つとし、緊急時に米軍機を受け入れることを日米両政府が合意したことによるものです。

緊急時に戦闘機12機程度、輸送機1機、米兵約200名の受け入れを想定し、普天間の能力代替と言いながら普天間にはない弾薬庫をつくる理由について政府は明らかにしていません。

では緊急時とは何か。防衛省は緊急時とは武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、周辺事態であり、周辺事態は地理的概念ではないと回答しています。ここから言えることは、緊急時とは有事、つまり戦争時ということです。つまり築城基地はアメリカがよその国と戦争をするとき、米軍の出撃拠点になり得るということを示しています。築城基地はアメリカが起こす戦争に巻き込まれてしまうわけです。

本町は築城基地から車で20分のところに位置しています。この状況を本町の首長として町長はどのようにお考えでしょうか。町民の安全で安心できる暮らしを守る立場から、どのようなことを予測されるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、私のほうから現状について御説明をさせていただきます。

在日米軍及び関連する自衛隊の再編について、平成18年に再編実施のための日米のロードマップが示され、普天間飛行場の能力を代替することに関連する施設整備として、航空自衛隊築城基地の施設整備が必要に応じて行われるということにされております。

現在、築城基地の滑走路延長等の施設整備が行われると報道されておりますが、具体的な内容につきまして本町への正式な連絡はございません。築城基地が米軍基地化することはないものというふうに考えており、これらの施設整備については米軍が常駐するためではなく、あくまで緊急時に使用するための施設整備と把握しており、今後の動向に注意をしまいたいというふうに現状は考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今課長のほうから国の見解等がありましたが、私どもにとりましては本

当に築城基地というのは身近なところにあります。そこが米軍が一時的に使用するということもあるのかというふうに思いますが、それはやむを得ずということか緊急避難的なことか、いろいろな事由はわかりませんが、どちらにしても築城基地は自衛隊の航空基地です。自衛隊は我々国民を守るためのものであります。

ですから、我々住民に被害を及ぼす、あるいは被害が出るようなことはあり得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、総務課長は、築城基地が米軍化することはないというふうに断言されました。そして、町長としては、それは心配ないことだというふうに考えておられるというふうに受けとめました。

しかし、緊急時であろうとやっぱり来るわけですよ。一部の米軍ではなくて、全ての米軍がここに来るようにできる、そういうものとして想定されているというふうに、私は考えております。

先ほど言いましたように、200人の米軍のための宿舎が用意されようとしています。この築城基地を拠点として米軍が訓練も行うことになると思います。沖縄の痛ましい事故や痛ましい事件、もちろん御承知だと思います。200人もの米軍がやってきたときに、吉富町は車で20分、そして中津という街を抱えています。米兵がそこに行くときに、吉富町を必ず通ります。そうしたときに、そうした事故や事件が起こらないとは限りません。それから、訓練が行われるときに、米軍機が吉富町の上空を通らないなどという保障はありません。ですから、何も心配がないというような、そういう認識では、私は困ると思います。

今、私が申し上げましたようなことは、十分想定できると思いますけれども、そのことも含めてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 岸本議員さんがおっしゃられるようなことは、確かに、過去に沖縄等で発生した事件もあります。そういう事件を反省をして米軍の方々も、随分と規範意識が高まってきたのではなかろうかなというふうに思いますし、我々もそういうことが起こらないようなことは、常日ごろから考えていかなければならないというふうに思います。吉富町の町民の皆さんが、そういうふうな危険にさらされるようなことがないように、我々も努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 沖縄の現状でいえば、何か事件や事故が起こったときに、日米地

位協定の関係で、この日米地位協定に関しては、全国知事会が抜本の見直しを決議しておりますが、現在のところそのままです。この地位協定のために、事件や事故が起こったとしても、捜査権とか処罰権とかいうのは日本には権利がない、そうした状況です。

今、町長はそういったことが起こらないようにしていきたいと言われましたけど、具体的にこういう事態が発生するかもしれないという今、町長はどういう行動をなさるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 具体的にどうのこうのっていうのは、なかなかいろんな事案がありますし、いろんな条件があります。想像だけで物を言うわけにもいきませんし、実際に起こってからでは遅いんですが、起こる前にどういうふうなことがいいか、吉富町だけでなく、築上町を初め、行橋市、みやこ町を中心にいろいろとそういう検討をするべき時があれば、いろいろと我々も考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。もう3回行きましたから。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど申し上げたいいろいろなことの計画は、2019年度予算案に盛り込まれております。まだ国家予算は成立しておりませんが、そういった行動がこれからなされていくことが予測されております。

私は、町長として今一番していただきたいことは、先ほど、みやこ町、行橋市、築上町のことをとおっしゃいましたが、そういう直近の周辺自治体とは違いますが、わずか車で20分というところですので、やはりそこと同じような立場で、政府にこれからの計画を聞くなり、町として、これからの計画、そういったことをきちんと聞くなり、そうした周辺自治体の会合とかあると思うんですけども、そこに加えていただいて、一緒に議論したりとか、そういったまず情報収集、そうしたことが一番大事じゃないかなと思います。

国からいろんなことを言ってきてから対応するのではなく、町民の安全を守る立場から、どうなるんだろうかというところで調査をしていただきと思います。そして、またそれをするべきだと思います。

次の質問に移ります。

次は、国保税のあり方についてお尋ねいたします。

国民健康保険税が高く、担税能力を超えたものだという事は、滞納世帯が全国で2018年11月現在で289万、全加入世帯の15%を超える値が示しています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられたり、貧困であるがゆえに、受診がおくれ死亡したケースが、全日本民主医療機関の調査で2017年に68名、2018年には77名とふえています。

こうした中、全国知事会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保

険料が高く、負担が限界になっていることを、国保の構造問題だとしています。

国保の加入者の平均保険税、1人当たりですね、は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍となっています。これは政府の試算です。この25年間の数字を見れば、1人当たりの国保税は平均で6.5万円から9.4万円に上がり、一方、国保加入世帯の平均所得は276万円から138万円に半減しています。これでは滞納者がふえるのは当たり前です。国保制度の持続のため、そして住民の暮らしと健康を守るため、さらに公平で公正な社会を確保するためにも、何らかの手だてを打つのは政治の責任です。

さきの全国知事会は、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要として、政府に1兆円の公費負担増を要求しています。この全国知事会の要請について、どのように捉えておられるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

全国知事会の強い要望により1兆円の公費投入ということによりまして、平成30年度より国民健康保険特別会計に影響いたします、乳幼児医療の波及増とした減額措置が廃止されております。これにより、今まで地方単独事業公費医療の乳幼児の対象者数に応じて減額調整を受けていた交付税が実質増額になることで、国保被保険者の負担軽減にはつながっていくというふうと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が聞きたかったのは、今から読みますけれども、私は、この全国知事会の要請はこの制度を考える上で、本当に原点に立ち返るよい機会になったと思っています。

つまり、国保に対して、この制度がスタートしたとき、政府自身が、相当額国庫が負担する必要があるというふうに認めております。それを1984年以降、その負担を削減し、抑制し続けてきた。このことが今のその国保をめぐるいろんな問題の大きな要因になっています。これを是正しようとする要請で、大変意義のあるものというふうに理解しているんですけども、執行部としても同じような見解でしょうか。この全国知事会の1兆円の公費負担要請というのは、同じような見解かどうか、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 町のほうといたしましても、今後も引き続き、全国知事会のほうから要請していただきまして、いろんな補助がつけば、その分につきましては、国保税の減免等につながるとお思いますので、引き続き、町のほうも、知事会のほうに頑張ってくださいたいと

いうふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町長は、今の同じことなんですけれども、町村会も同じように、1兆円の公費負担を要請をしたとは聞いておりませんが、定率国庫負担の増額を政府に要求しているというふうに聞いております。

町長は全国知事会の要請に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほど、課長がお答えしたとおりだと思います。国保加入者にとって、やはり使い勝手がいい国民健康保険制度であるべきだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 次の国保制度の構造的問題についてお尋ねいたします。

国保には大きく2つの問題があると思っております。1つは、先ほどから申し上げておりますように、被保険者に低所得者が多いこと、事業主負担がないなどのために相当な国庫負担が必要なのに、政府が、1984年以降これを抑制し続けてきたというところに大きな問題があります。

そうした一方で、国庫負担が抑制されている中で、近年加入者の貧困化、高齢化、重症化が進んできております。そうした中で国保税が上がり続けてきた。これが一つの大きな問題、構造的な問題だというふうに思っております。

もう一つは、ほかの医療保険にはない、均等割、平等割が国保に課せられているということです。これは、人間の頭数に応じて課税する人頭税と言えるものです。人頭税は、所得と一切関係がありません。古代につくられた税制で、原始的で最も過酷な税とされています。この時代錯誤の仕組みが、国保税が重い負担になっていることの大きな要因だというふうに思います。

この2つの構造上の問題点というふうに私は思っているんですけれども、この問題意識は、執行部と一致できるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 国民健康保険被保険者の特性上でいいますと、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い上、所得水準は低く、しかしながら、加入者の65%ほどが保険税軽減世帯、2割、5割、7割の状況となっております。その関係上、財政が非常に苦しい状況にはあります。

国保の構造的問題といたしましては、国は地方単独事業の乳幼児医療につきましては、先ほど申し上げたとおり、国保負担分の減額措置を廃止しております。

しかしながら、まだ、こども・ひとり親・重度障害者医療につきましては、いまだには波及増とした減額をしておりますので、これは、先ほど言われたように、協会けんぽにはない減額措置でありまして、町としましても、引き続き全国知事会の強い要望で交付金の減税廃止を求めてまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほど言われました、人頭税につきましては、確かに、ただし国保は応益、応分という負担がありまして、均等割と平等割と、あとは所得割等、固定資産割ですね、そういったので50%、50%を目指しなさいというふうになっておりますので、先ほど言われましたように、人頭税であります平等割をなくした場合は、均等割等の負担がふえてくるというふうに考えられます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保にほかの医療保険にはない均等割、平等割があるということでは、現実なので一致しているんですけども、これが、そういった税制のあり方が大きな問題の一つ、構造上の問題の一つというふうな認識、私はそういう認識をしているんですけども、そこら辺の認識はどうでしょうか。

だから、今、課長が答弁された最初の大部分は、私が一番最初に言った国保のいろんな問題ですね、構造上の所得が低いのにどうのこうのっていう、そこは一致していると思うんですけども、後段のほうは執行部の見解がわからなかったもので、もう一回言います。

私は、人頭税というんですかね、均等割、平等割がほかの医療保険にはないのに、国保だけにある。所得には関係のないものがある。それが一つの大きな問題だと思っているんですけど、そこんところの認識はどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、平等割、均等割が応能です、応益が所得割、固定資産割の負担で国保税は成り立っておりますので、岸本議員も言われたように、均等割をなくした場合は、平等割が今度上がるようになります。そうしないと、均等割をなくした場合は、平等割、所得割、何らかの形で補填をしないといけなくなりますので、そういったふうな状況になれば、1つをなくした場合は、ほかの国保税の内容で増税をしなければならなくなるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の課長の答弁で、私の問題意識とは大分違うなというふうに思

いました。

私は、均等割、平等割を、ほかの医療保険にはない、この均等割、平等割をなくす、そしてなくしたらもちろんお金足りません。だからそこに公費を負担する。そうすると純粹に、大体税金というのは所得に応じて課せられるものじゃないですか。消費税とかはそうなっていません。だから問題になっています。

この平等割、均等割もそうなんです。だから、そこをなくすということが必要だというふうに思っています。これからの国保の改善としては、そのために、政府に公費負担1兆円を要求していくというのが、私の考えです。

所得割、資産割、平等割、均等割があります。資産割の導入は自治体に任されており、均等割も自治体が独自に減免すればなくすことができます。いわゆる、資産割はだから本町は数年前になります、廃止しましたよね。

今の法律上、平等割は廃止できないので、均等割についてお尋ねしたいんですけども、例えば、赤ちゃんが産まれることはとてもうれしいことなのに、同時に国保の場合、税金がかかります。

それで、町独自に、最終的には国に、そこを補填していただいて、協会けんぽ並みの保険料にするというのが、私の要求なんですけれども、国がいつするかわかりませんので、自治体としてやるべきことをやっていくという上で、まず均等割の子供、18歳未満の分を減免することはできないでしょうか。

財源として、幾ら必要かということと、その方向性についてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

18歳未満の均等割が占める金額ですが、試算によりますと400万円程度となっております。この不足する財源をどこから補うかという問題が出てきますが、繰越金財源や基金を充当する方法は、限りある財源の中なので、数年で対応できなくなる可能性があります。

また、一般会計からの繰入金、法定外繰入金という方法もありますが、これは本町の国民健康保険者が全住民の約4分の1程度おられますので、一般会計からの繰り入れを前提とした予算編成につきましても、公平性の観点から厳しいと考えております。

今後につきましては、国単位での公費の拡充がなされるか、まちづくりの一環としての一般財源措置的なものがない限り、18歳未満に対する均等割をなくすことは、現状難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 400万円という額を聞いて、希望があるなと思いました。
400万というのは、本町の財政上、全然無理はないなと思います。

先ほど、税の公平性ということをおっしゃったんですけど、例えば、この後に質問します水道、水道でも、本町には水道引いてない家もあると思うんです。

だから、全てにわたって、税の恩恵を受けるという施策というのは恐らくないと思うんですよ。それぞれあれやらこれやらで受けていって、町の政策が成り立っているというふうに思っています。ですから、公平性というところからは、全然問題ないと思います。

しかも、先ほど、町長、人口がふえることが、町の活性化につながるとおっしゃっていたんですけど、これはまさしく子育て支援につながります。今は子供が産まれたら税金がふえるわけですから、子育て支援に逆行しているわけです。

最後の質問なんですけど、では400万円で無理ならば、第3子以降の子供の減免については、幾らかかるのでしょうか。その意向についてはどうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

第3子以降幾らかかるというのは、現在試算をしておりますので、幾らという部分は不明ですが、第3子以降から減免をして段階的に引き下げることにについてですが、岸本議員おっしゃられたように、子育て支援は本来町全体で取り組むべき必要があると考えております。

現行の国民健康保険制度におきましては、減免した財源につきましては、他の国保の被保険者が負担する形になっております。このため、負担がふえる他の国保被保険者の理解を得る必要や、先ほども申し上げましたとおり、負担の公平性を保つ点からも、均等割の減免は厳しいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 減免をすると、ほかの保険者にはね上がってくると、今言われたんですけど、まさしく、先ほど言われたように、一般財源からの繰り入れをすればいいかなと思います。それをぜひ実現してもらいたいなと思います。

それで、3月7日現在なんですけど、全国で子供均等割減免を実施している自治体が本当に少なかったんですけど、今25まで来ています。これは恐らく、全国で25だからとても少ないんですよ。でもこれは広がります、きっと。だから、本町も乗りおくれられないように、ぜひ今後検討をしてもらいたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

第3子の減免した場合の費用は幾らかかるか、後でいいですので、教えてください。お願いします。

次に、水道料金の問題についてお尋ねいたします。

吉富町の水道料金は、平成29年3月31日現在で、福岡県下50事業体の中で、高いほうから13番目に位置しています。私もこれを知ったとき、意外でした。吉富町の水道料金は断トツ低いとかいうような何か思い込みがあつて、これを見たときに、ああそうなんだというふうに思いました。

以前に比べて一般会計からの繰り入れも大幅に削減され、そしてその間に引き上げもなされ、水道料金はもう少し安くないかという声も聞かれます。水は生命の維持はもちろん、生活に必ず必要なものなので、少しでも低く抑えるというのは、これもまた政治の責任と言えます。このほど京築地区水道企業団から購入している水の単価が下がると聞きました。これはどの程度下がって、どのように本町の水道事業に影響するのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

まず、御質問のありました、京築地区水道企業団の水道水の供給料金の今回の改定についてを御説明をいたします。

今年度末、伊良原ダム下流部に位置します横瀬浄水場の完成により、地区内の供給水量が1日現在の9,500トンから、1日1万9,000トンへと倍増することのスケールメリットにより、供給料金単価の大幅な引き下げを構成市町で要望し、これまで協議を進めてまいったところです。これらの協議を経まして、先般の1月15日に開催をされました、企業団臨時議会におきまして、従来の1立方メートル当たり税抜き178円の供給単価から、税抜き120円へと、58円の減額の単価改正が賛成多数にて議決をされたところでございます。

これにより、本町では、これまで1日500トンの水を税抜き120円で受水し、平成30年度の予算としましては、年額で3,508万4,000円の受水費でしたが、平成31年度予算ではこの単価の改正、水量につきましては、6月以降1日500トンから650トンへと増加をいたします。消費税も10月から10%と上がりますが、31年度予算としましては、2,993万1,000円の受水費を計上しているところでございまして、水量、税率は上がりますが受水費の供給単価の減少によりまして、年額でいいますと、515万3,000円の減額予算となっております。

このことは、岸本議員御指摘の水道料金値下げの検討の要因となるものでございますが、今年度の予算で見ますと、3条予算の収益的収支では、605万7,000円の黒字予算となっておりますが、これは先ほど少しお話が出ましたが、一般会計から500万円の補助をいただいでの黒字予算となっております。また、4条予算の改良工事等の含まれる資本的収支では、3,435万2,000円の赤字予算となっております。これは過年度等の留保資金で補填をしている状況

でございます。

今後も老朽化した水道管の布設がえ費用や、企業債の償還などが見込まれております。当面の帳面上は支出額が上回る状況であるため、水道事業会計全体では、とてもまだ裕福な状態とはいえない状況でございます。

それと、もう一点、先ほど、本町の水道料金のお話が出ましたが、県下では、上位には位置していないという実情でございます。この京築管内では、大体比較的には少し高目の設定でございます。それはこの谷が多くて平地が少ないという地形上の問題で、どうしても水道の施設、広い平らなところに住宅地が密集してあるというようなところの市町と比べますと、当然事業費とか高くなる関係上で、そこは地形的な問題でいたし方ないのかなとは考えております。ただ、この京築管内7市町で比較いたしますと、荊田、行橋に次ぐ安さ、築上郡内では、本町が最も安い単価となっております。

今、言ったようなことから、企業団への受水費が減額になったことに伴いまして、今後料金体制の見直しも、これまで以上に視野には入れますが、早急な料金改定は行わず、まずは経営基盤の安定化に取り組んでいきたいなということで、現在は考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 31年度予算で、今説明があったと思うんですけど、31年度は4月から供給があるわけじゃないですよ。その辺も関係あると思うんですけど、今それが安くなったからといって、それが即水道料金の引き下げにはつながらないということだったんですけど、120円になったことを受けて、その余ったお金を本当に、純粹に水道料金の引き下げに使ったとしたときに、大体どのくらい安くなるかというのは試算しておられるでしょうか、おられればお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 端的な試算はいたしておりませんが、今現在、31年度予算で、この企業団から120円になって、今現在、吉富町が幾らの供給原価ということは試算をしてみました。そうすると今現在は、20トン当たり、皆さん、町民の方にお配りする水の単価でいきますと、本町は今、1トン当たり202円50銭でお売りをしている状況でございます。

そして、今現在、供給の原価でございます。原価でいきますと188円59銭というのが、今、本町が水をつくる原価でございます。その差額分が利益としていろんな運転経費に上げられている状況でございます。

ちなみに、企業団からもし受水をせずに、吉富町が若干の運転の経費の増額を見ておりますが、全く受水をせず、企業団から水を買わずに吉富町でつくった場合というのは試算をいたしまして、

それでいきますと、原価は152.81銭ということで、36円ほど原価は下がります。

ですので、ちょっといろいろなほかの経費が見込まれますが、それからいくと、単純にいくと30円くらいは安くすることができるかもしれない。原価がそれくらい、もらわなかったら下がるということなんで、逆を言えば、もらっているから高いんだろうと計算をすると、全く同じ流れでいくと、30円くらいは下げても今までと変わらない。ただ、今までのように若干赤字の補填はずっと続く、という状態がそのままだと続くということです。今までと同じ流れでいくと30円くらいは減額することができるということだと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっとよくわからなかった。

今現在が202円50銭ですよ、188.59円というのは、これは何ですか。私が聞いたのは、120円に下がることによって、それをそのまま水道料金の引き下げに使った場合、どのくらいかというのはこれなんですよ、これじゃないですよ、今の話は。最後に言われた、京築水道企業団から全く買わずに自主水源でやった場合が152.81円ということですね。その118.59円のことを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 濟いません。ちょっと数字がいろいろ言ってわかりづらくなったと思います。

わかりやすく言うと、今現在、吉富町が企業団から水を120円で買った場合に、うちの原価は188円、先ほどの金額です。今の状態、企業団から120円で水を買ったとして188円くらいの原価ですんで、120円がもしなくなって受水しないと、物理的なところはちょっと無理があるんですが、うちの自己水源だけでやった場合、先ほど言った、端数を切ると153円くらいです。だから、そこに30円くらいの差がありますので、120円の経費を全くもらわない、前よりも58円下がったんですが、さらにその120円をもっと切った場合に三十数円の差が出るということは、単純に引くと、もうちょっといろんな複雑な計算がありますが、マックス30円程度までのところは下げることは可能だ。

ただ、あと120円を全く払わないということを想定していますんで、もう少し単価の下げ幅は下がると思うんですが、マックスでそれくらいは、もし企業団からもらわなかった場合は、30円くらい下げて今までと同じ経費でいくことはできる。

ただ、現実的に、それは次の質問でお答えを予定しておりますが、厳しい状況であります、以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 頭が混乱しているんですけど、また後で聞きに行きたいと思いません。

次の質問なんですけど、時間が余りないので、まず、海老ヶ淵の自主水源、これは最大でどのくらい出るんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 瞬間的な能力としましては、１日に１,９００トンくらいは出るだろうと言われております。ただ、安定的に出す水量と、あと県に認可をいただいている水量は、１日１,７００トンでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 議会答弁とかじゃないんですけども、立ち話の中で、ちょっと耳にしたことは、以前２００トン吸い上げても水位が変わらなかったというようなことを聞いたことがあります。その１,９００トンという、瞬間的に１,９００トン、これがその執行部として把握しておられる最大ということで理解していいですか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 設備的なところでは、１,９００トン出るということですが、認可をいただいている、あと安定的なところを考えると、執行部とすれば、１日１,７００トンというふうに考えております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 時間がないので、きょうの議論はこれで終わりにしますけど、私は、京築地区水道企業団からの脱退も、もう視野に入れてもいいんじゃないかなと思っています。

海老ヶ淵の水源を、本当にどれくらい、本当にとれるものかということ調べて、認可も取り直して、住民の皆さんに、安い水道を供給するために、そのところも技術的なこととか余りわかりませんが、そんなところを考えております。また、議論したいと思います。議論ができるようになりたいと思います。

最後の質問です。DV、虐待、いじめ、不登校の問題についてお尋ねいたします。DV、そして、特に虐待は、最近痛ましい事件が後を絶ちません。今、日本中の人々が先日起こった少女の死に心を傷めているといっても過言ではないと思います。

きょうの新聞では、福岡県内の春日市だったか、あの辺の地域だったと思います。やはり女の子が亡くなってはいませんが、すごい虐待を受けて、親御さんは殺人未遂罪というところで逮捕されたというふうに聞いております。

そういったことと、あと、昨年の秋に、私たち日本共産党吉富支部が独自に実施したアンケートで、子育て支援として求めることのトップが、いじめ、不登校対策でした。改めて、住民の皆

さんの子供たちの育ちに対する関心の高さを知った次第です。

この4つのことなんですけど、時間が余りありませんので、実態について件数、取り組み、そしてあわせて、今問題として捉えておられることがありましたら、その3つについて報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 健康福祉課のほうから町内におけるDVと幼児虐待（ネグレクトも含む）の質問についてお答えいたします。

本町におけるDVについてですが、今年度、配偶者間によるものとして1件把握をしております。この件につきましては、窓口相談ではなく、児童相談所からの報告によるものです。町の対応といたしましては、乳幼児健診の機会を利用し、子育て総合相談窓口相談員が当該者とつながりを保ちつつ、子育てを通して、家庭内の悩みを聞き、アドバイスをするなどの支援を行っております。なお、この件につきましては、世帯の転出により、支援の終了はしております。

それと、児童虐待（ネグレクトも含む）につきましては、吉富町要保護児童対策地域協議会におきまして対応をしております。

要対協では、現在15世帯を支援しております、そのうちネグレクトを含む児童虐待に当たる事案と思われるものにつきましては7件、内訳といたしましては、実際に子供に暴力等を振るってけがを負わせたといった事案は、現在確認できておりませんが、身体的虐待の可能性があると思われる世帯が1件と、親の育児能力の低さによるネグレクトが6件、以上ようになっております。要対協につきましては、児童相談所、県環境事務所、警察署等が入って、定例的に会議を開いて対応をしております。

DV、児童虐待については以上です。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 続きまして、学校関係で把握している部分をお答えいたします。

本年2月18日付で、内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で、虐待が疑われる事案について緊急点検の文書がまいりました。内容は学校に来ていない児童はいないか、その児童と面会ができているか、また、相談所や警察と連携、情報共有ができているかというものでございましたが、吉富小学校ではそのような児童はおりません。また、親が子供にけがをさせるような暴力を振るう事案や、心身の健全な発達や健康を損なうような事案の報告も受けておりません。

しかし、先ほどの健康福祉課とも重なるんですけども、後ほど不登校の実態でも報告いたしますが、家庭教育環境の要因と考えられる登校できていない事案、朝食を食べていないで登校する事案、こういったものはございます。

続けてよろしいでしょうか。

いじめについては、小学校では平成30年度につきましては、1月末現在で2件の報告が上がっております。いじめの様態としては、冷やかしや、からかいなど軽微なものの報告を受けております。

不登校につきましては9名でございます。この9名とも、家庭に關係する要因という報告を受けております。この9名のうち2名が若干改善傾向にあるということでございますが、これよく伺いましたところ、普通心理的な要因で学校に不適を起す場合は、専門家チームをつくって、マンツーマン対応というのが行われるわけですが、吉富のこの場合は、精神的な要因というよりも、保護者の養育態度等に課題があるということで、その人、保護者の親へ連絡をとって家族的なケアをしたときに、改善が見られたというのが2件あったということ聞いております。

対応ですけれども、いじめにしても、不登校にしても、一番大事なのは、発見よりも何よりも未然防止なんです。未然防止をどれだけ学校が力を入れるかというのが、最も大切でございます。一番は、学校が楽しい、授業がおもしろいった、子供の内面の充実感、充足感が最も大切でございます。また楽しい場として、子供たちが喜ぶ集会とか、あるいはあったか吉富っ子とって、言われてうれしい言葉や言ったらいけない傷つく言葉などを、子供たちに意識させるような取り組みなど、こういうものを重点的にやっておるところです。

早期発見が次に大事ですが、そのために毎月、アンケート調査を実施したり、職員間では、週1回、木曜日の終礼時に、気になる児童の情報交換を行う、あるいは学級での状況を知るQ-Uテストの実施をしたりしております。教育委員会としても、入学式や始業式にいじめ防止パンフレットやいじめチェックリストを保護者に配布して啓発を行っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと時間もないので、これで終わりますけれども、DVとか虐待に関しては、受ける側の被害者の問題がまず命を守らないといけないので大事なんですけども、虐待する側、DV、暴力を振るう側の支援、結局とめられないというか、自分の行為を、そこら辺も大事じゃないかと思えます。

先日、保育士の（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 終わりますよ。

○議員（8番 岸本加代子君） もう30秒。保育士さんを対象にした虐待をテーマにした研修会だったんですけど、その中でもパンフレットいただいたら、書いてありました。そこら辺の支援も大事じゃないかなと思えます。

また、議論したいと思えます。終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。

再開は11時40分からです。

午前11時32分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田でございます。事前に通告文を提出していますので、通告文に沿って質問を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

まず、最近、全国的に強盗殺人などの犯罪が起こるたびに、テレビ、新聞等で見聞きします。先月終わりですけれども、広島で高齢者を殺害する痛ましい事件が発生しました。犯人は、自転車で逃走、滋賀県の大津市内で防犯カメラに逃走している犯人が写り、そのことが手掛かりで犯人逮捕につながったことは記憶に新しいと思います。

そこで、吉富町は犯罪が起きない社会まちづくりにどう取り組んでいるのか、取り組んでいなければ、今後どう取り組むのかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

犯罪が起きないまちづくりとして、豊前警察署と連携を図り、防犯チラシの回覧や防災行政無線により注意喚起の放送を随時行うとともに、町から委嘱した吉富町防犯組合による青色防犯パトロール活動を週2回程度、実施していただいております。

また、安全安心なまちづくりの推進のため、4年に1度豊前警察署と連携した「豊前築上地区地域安全運動推進大会」を本町で開催しており、昨年は暴力団追放地域決起会議と同時開催とし、防犯意識の向上及び暴力団排除への気運を高めました。今後も、地域住民への啓発活動を行い、犯罪が起きない安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） かなり幅広く防犯のパトロール、週2回実施しているということで、これは日中と多分、夜もされているんじゃないかなというふうに思っております。

こういった活動をしているということが、一つの犯罪の抑止につながるのではないかなというふうには思っておりますし、夜中にどう対応するか、なかなか寝静まっている中で、そういう対応というのはなかなか難しいところがあると思いますが、そういう夜中にどうするかということが前提ではないかなというふうに思っておりますし、泥棒は必ずとわかっていいほど下見をすると

いうふうに、警察の方から聞いたことがあります。そういった中で、ここは、例えば鍵がかかってないとか、道具を常に置いてるとか、そういったことを下見する、そういう泥棒がおるとすれば、何に対応したらいいかということ視点を置いた場合に、防犯カメラ、先ほども冒頭に自転車で逃走したものが広島から滋賀県の大津市内、自転車で逃走した犯人は、それが大津市内で犯人は捕まったと。その前にコンビニで東京に行くにどうしたらいいんですかというように聞いたみたいなんですけども、一つの手がかりは、防犯カメラが手がかりだったということで報道されてきました。

そういう視点からちょっとものを考えていただいて、2番目の質問へと移りたいというふうに思っております。

現在、防犯カメラは町内何カ所に設置され、何台取り付けられていますか。また、設置した理由をお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

現在、吉富町が設置している防犯カメラは10カ所に36台設置をしております。屋外では、吉富駅に13台、吉富漁港に6台、吉富漁港総合グラウンドに2台、天仲寺公園に3台、鈴熊山公園に3台、水と光のスペース21に1台、幼保一体化施設こどもの森に3台、子育て支援センターに2台、役場公用車駐車場に1台、屋内では、吉富フォーユー会館ホワイエに2台設置しております。

これらの防犯カメラの運用につきましては、平成25年7月に制定した吉富町が設置する防犯カメラの運用に関する要綱に基づき適正な運用を行っているところです。

設置の理由・目的ですが、この要綱第2条で防犯カメラの定義をしております。「防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定のものが入り出る場所を撮影するため固定して設置された映像撮影装置で、映像表示、または映像記録の機能を有するもの」と規定しており、防犯カメラは犯罪の抑止を目的としているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 10カ所で36台ということが今確認できました。結構取り付けられているんだというふうに、改めて認識しましたんですけども。理由は犯罪の予防・抑止ということなんですけども、ほかに何か例えば器物損壊だとか、あとは非行のたまり場になっているのを少しでも抑えようとか、そういう何か目的も少しあったんじゃないかと思うんですけども、その点、もしあるのであればお答え願いますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、産業建設課が設置しております防犯カメラで設置の目的につきましては、先ほど総務課長が申し上げたとおり犯罪の抑止を考えてのことでございますが、それ以外に産業建設課で管理しております吉富駅、それから公園、漁港施設につきましては、現在までに自転車・バイクの窃盗、それから自転車のタイヤへの放火、それから有料駐車場内での事故の原因の究明、漁港におきましては、漁船へのいたずら、それから漁具の破損、漁船の燃料を抜くなど、そういった事例がございました。そういったものを未然に防ぐために、漁港には設置しております。

また、公園につきましては、特にトイレのいたずら、トイレの洗面台等の破損事例がございました。そういった関係から防犯カメラを設置して以降、被害等は発生しておりません。

また最近では、吉富駅で徘徊老人の乗降確認のために、警察がその映像を確認し、幸いにも本町ではそういった乗降はなかったということで警察は確認しておりますが、産業建設課が管理しているものについては以上でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

教育委員会が設置しておりますのは、先ほど総務課長が言いました分の、屋外では漁港総合グラウンドに2台設置しております。これは漁港グラウンドの開設当時から設置したもので、こちらにつきましては、当然犯罪の抑止等もございまして、太田議員さんおっしゃったように、港の周辺の建物でもありましたので、その中に例えば誰かが侵入して来たり、その事務室もございまして、そこでの盗難、いたずら等の抑止という形で当初2台をつけたという経緯があったのではないかと思います。

グラウンドにつきましては、今までそういう事件・事故等は特にあっておりませんので、やはりそういう効果としてはあるのではないかなというふうに思っております。

もう一つが、館内に付けているものとしましては、フォーユー会館のホワイエに2台をつけております。そちらにつきましては、平成28年の10月に女子トイレにおいてちょっと不審者のぞきの被害が発生をしまして、それは小学生だったと思いますが、すぐ言ってきて、翌日にも清掃員の方が同様に不審な男の人が女子トイレの中にいるというのを、これは目撃だけなんですけど、しましたので、これを受けましてフォーユー会館のホワイエの周辺は警備員室とも少し離れておりますので、やはりちょっと人の目が届かないところであるということで、犯罪未然防止のためにトイレの入り口とホワイエ全景を写すような形で、2台の防犯カメラを設置した経緯がございまして。

その後、防犯カメラ設置後については、このような不審者なり事件ということは起こっては

おりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 健康福祉課のほうも、こどもの森に3台、これにつきましては正門と裏門につきましては平成28年の5月、それと、ことし駐車場が整備されましたので、平成30年の12月に駐車場にも1基つけております。

それと、子育て支援センターにつきましては、正門と学童棟に1基ずつ計2台を設置しております。設置の理由といたしましては、先ほども総務課長が言ったように不審者の侵入等の防犯用ということで設置しておりますが、今現在、そういったふうな被害・不審者等の発見については、現在該当がございません。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 今、担当課長のほうから答弁いただきまして、防犯カメラの効果というか、以前は港に関してはいたずら、油を抜かれたりとかそういうことは漁具もそうなんですけども、そういったものはなくなったということで、説明を今受けました。

私が平成26年の6月議会のときに、同様の質問をさせていただきました。そのときには担当課長がかわれていますけども、プライバシーの保護というか、そういうことでちょっと前向きな回答を得られなかったんですね。今はちょっと町内の各施設に36台というかなりの台数を取りつけられておりますんで、そういったところは評価したいなというふうに思っておりますし、一つ一つ改善をしていくということが大切ではないかなというふうに思っております。そういった未然に犯罪を防ぐ、また犯罪があったところにそういうものを設置することによって抑止する、もうなくしますよというような、そういうことももちろん大事じゃないかなというふうに思っております。

そういったことをお話して防犯カメラをかなりつけて、その防犯カメラの解析をして、過去に犯人が捕まったという事例がたくさんあります。そういったことを含みおきいただきまして、3番目の質問へと移りたいというふうに思います。

3番目なんですけども、未然に犯罪を防ぐことを考えれば、今後、町内の道路、町営住宅、防犯カメラ取り付けは必要だと考えられますが、どのようなお考えかお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

犯罪を抑止するには非常に有効な手段でございますので、ただ、防犯カメラは高価なものでございますので、費用対効果を検証しつつ、町内全域を対象に設置について前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。役場の庁舎の中にも、屋内にも設置をしたいというふうに

前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 前向きな答弁をいただき、本当に私だけじゃなくて町民が安心安全に暮らせるまちづくりも、それも一つの一環じゃないかなというふうに思っております。全国に今防犯カメラの設置台数が300万台という、かなりまだまだ右肩上がり伸びているような状況にあります。そういった中で犯人逮捕、捜査協力などの手がかりになり、設置することで効果はあると推察いたします。このことを検討材料にさせていただき、私の質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（若山 征洋君） それでは暫時休憩いたします。再開は13時からとします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

暫時休憩いたします。そして、議員の方、皆さん待機しておってください。

ちょっと火災が発生しておるそうですから、町内で。

午後1時00分休憩

.....

午後1時07分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。横川清一議員。

○議員（5番 横川 清一君） 昼一番にさせていただきます。横川です。よろしくお願いします。

まず1番、安心・安全なまちづくりについて。

町が行う施策は皆、安心・安全なまちづくりについてでございますが、昨年度、私が質問した追跡質問として、3つの点でお尋ねしたいと思います。

まず1番、放課後児童クラブの現況と今後の運営方針についてをお尋ねいたします。

年度当初と年度末での児童の推移はどうなっていますか。また、予定した人数との差異はありましたか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

まず、年度当初の年度末の児童の推移についてですが、年度当初の利用数は定員の120名でスタートしております。内訳といたしましては、1年生が44人、2年生36人、3年生30人、

4年生10人です。

その後、年度途中の移動につきましては、退所者が23名、途中入所者が1名で、2月末現在98名となっております。退所の主な理由は、夏休み以後、夏休みが終わってから自宅というか、退所する方が大半を占めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 昨年度から、企業経営の児童クラブの運営となりました。それで、運営会社からの事業報告はどのように町のほうに伝達され、またどういう報告があったのか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

運營業務の民間委託につきましては、平成30年度から開始しておりますが、年度当初につきましては初めてということもあり、担当者と直接協議を行い、報告、相談等をいただき、こちらのほうからも運営に関しての質問や要望等をするという形をとっておりました。夏休み過ぎには業務も落ちついてまいりましたので、活動報告書という形で2カ月に1度、町のほうに提出をさせていただいております。

業務の内容についてでございますが、例を挙げますと、11月に提出されたものにつきましては、10月に実施したハロウィンの企画イベントの内容や、11月に実施した支援員の研修内容について、写真つきでの報告書の提出がっております。また、1月の報告につきましては、冬休みの活動状況や、12月に豊前警察署の協力のもとに実施した防犯訓練等の報告がございました。

報告内容につきましては、今後の活動予定の項目もありますので、クラブの行事予定等も今では町のほうで把握できるようになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） その報告の中に、1年間が終わって、何か新年度に向けて問題点、課題等がありましたか。また、支援員さんたちの人数は適正に今配置されているかどうか、そういうところをお尋ねしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 最後に、1年間の運営が終わりまして、何か問題、課題点がありましたかという御質問ですが、問題点につきましては、今年度、特になかったというふうに考えております。新年度の運営につきましても、1月29日にプロポーザルを行い、委託先が今年

度と同様、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に決定したところでございます。

ただいま3月中での契約締結に向けて準備をいたしておりますので、新年度以降の具体的な取り組みにつきましては、その後、順次決定していきたいというふうに考えております。

それと、相談員、支援員さんにつきましては、ことしと同じ、補助員も含めて定数以上を十分確保しておりますので、問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） スムーズに運営がなされているというふうに解釈してよろしいですね。また、今後ともよろしく願いいたします。

次に移ります。

2番、空き地・空き家対策の現況と今後の取り組みについて、この問題については、いろんな議員さんがお尋ねになって、耳にたこができるぐらい問われていると思いますが、改めてお聞きします。

年度末での空き地・空き家バンクの推移はどうなっているのか、また、それで何か目に見えた成果があったのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

お尋ねの空き家・空き地バンクにつきましては、平成28年7月より制度を開始しておりまして、現在まで約3年間、運用しているところでございます。

これまでの総登録物件数は8物件、うち売買契約の成立が1件、空き家バンクを経由しない形での成立による取り消しが3件ございまして、現時点での登録物件数は4件となっております。その4件の内訳ですが、売却希望が2件、賃貸希望が2件でございます。

なお、空き地につきましては、相談はあるんですが、まだ登録はございません。

それと、こういった空き家・空き地バンクを利用する希望者につきましても、登録をしていただくことになっておりまして、現在までに5件の申請が上がっております。

さらに、所有者と利用希望者との仲介をする事業者につきましては、現在、15件の不動産業者と協定を締結しているところでございます。物件の所有者は、空き家バンク登録の際に、この登録事業者の中から仲介する事業者を指定することとなっております。

空き家バンクを利用するメリットとしましては、改修や清掃に係る費用や仲介手数料などの補助を受けることができるということにあります。現在までに、仲介手数料で1件、改修及び清掃費用で3件の助成を行っているところでございます。

以上が現況という形になるんですが、成果という面で申し上げますと、この制度をきっかけと

した転入者が生まれたということが挙げられます。空き家バンク利用による転入者数につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略における重要業績評価指標としても掲げているところでございます。現在までに、4名の方が転入をされています。

さらに、町のホームページにあります空き家情報なんですが、閲覧者数が増加傾向にございます。このように、情報を広く発信することにより、最近ですが、本町を移住候補地として検討したいということで、関東在住の方からの利用登録もございました。

このように、相談件数や問い合わせなどは確実に増加しておりますので、今後も継続して、一層効果的な周知を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 少し進展しているようですね。喜ばしいことです。

それで、次の質問ですが、先ほど課長が言葉の中に含まれていたようですが、空き家バンクに登録される方への通知はどのようにされているのか。いろんな福祉にしろ住宅対策にしろ、いろんな町で行っている施策を含めたところで、そういうところを資料として加味して送っているのかどうか、その点についてもお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

空き家・空き地バンクにつきましては、広く登録を呼びかけてはいますが、空き家所有者の方に直接お願いや通知を行うといったことはしてはございません。それは、現段階で、空き家か否かを全ての物件について正確に把握することは困難でありまして、費用対効果のことも考えまして、現実的ではないというふうにご考慮いただいております。

ただ、例えば空き家の管理や活用につきましてはの全般的な啓発チラシを作成しまして、その中で空き家バンクへの登録を呼びかける内容を記述した上で広報紙に掲載したり、必要に応じて配布したりするようなことは可能であると思っております。

また、不動産情報を把握している業者の方に対して、取り扱っている物件を空き家バンクに登録してもらうよう呼びかけることも効果的であると思っております。そこで、早速なんですが、先日、協定を結んでおります業者さんに、改めまして制度の利用促進を図るチラシを配ってきたところでございます。

このように、今後も引き続き情報収集や連携に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 次の質問に移ります。

年度内に、何か新しい取り組みがありましたか。また、今後の課題、問題点について、新しい取り組みがありますかという質問ですが、昨年までの調査で、全体の空き家で300件ほどあるとお伺いしました。今後、また空き家がふえていくのは目に見えております。

それで、今の施策、いろいろと手を打っておりますけれども、そろそろよその市町と同じように、専従者を1人専門的に置いて、それで業者との取り扱いとか、現地への案内とか、そういうところまでやってはどうかと私は思うんですけど、そういう新しい取り組みなんかはありますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、新しい取り組みと今後の問題、課題点についての取り組みということで御質問がございしますが、まず今年度は、バンク制度運用当初から使用しておりました啓発チラシの裏面に、改修助成制度や仲介手数料の助成制度について、概要をまとめた記事を掲載しまして、内容の充実を図ったというようなことがございます。

また、ホームページにつきましても、見やすさの向上を図るため、空き家バンク紹介ページの配置の改善を行ったところでございます。

今後の第1の課題としましては、登録物件数や利用希望者数の増加を図ることが挙げられます。このため、業者や空き家の所有者に対しまして一層の呼びかけを行いまして、対象者に対して効果的なアプローチができるよう、助成制度や他の自治体と比較しての優位性、こういったものを重点的にアピールしていきたいと考えているところでございます。

それと、あと空き家バンクについて、専従の職員をという御質問でございますが、現在、企画財政課には地方創生の事務担当の専従という職員がおるわけなんですけど、地方創生関連のさまざまな業務に携わっておりますので、人員的には空き家・空き地バンクだけに集中するというわけにはまいらないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 特に、今までの対策を深化させるという試みだと思っておりますけれども、空き地、空き家はどんどん増加傾向にあるわけですし、今後、有効利用という点からいろんな手だてがあろうかと思いますが、町長は何か対策についてビジョンか方針をお持ちでしたら、答弁お願いしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 空き家・空き地対策については、これは全国的に地方の市町村を初め都

市部でも問題になっている状況だろうと思います。それだけの空き家、空き地がふえるということは、需要と供給のバランスがマッチしていないのかなというふうに思いますし、また管理する上で所有者が大変苦慮されているのかなというふうにも考えております。

ただ、午前中の御質問でもお話をさせていただきましたが、本町では賃貸物件、戸建て、あるいは集合住宅等で、かなり需要があるというふうにもいろいろな方面でお聞きをいたしております。そういう面で、所有者の方、あるいは不動産を求めようと思う思いがある方に、何らかの事例を参考に、提案書みたいなものがつくればというふうなことも個人的には考えておりますが、ただ、行政は不動産業が本業ではありませんので、地域の不動産業の方々、あるいは宅地・建物の開発をするの方々等の御協力をいただきながら、そちらの方々が主導的になっていただくというのが一番ではなかろうかなというふうに思っております。

我々は、そういう方々が必要な出せる情報の範囲で、したいなというふうに思ったりもしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 空き地・空き家対策について、もう一層の努力をよろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に移ります。

子供の見守り運動の現況と今後の取り組みについて。

見守り運動については、昨年、過去の事例を挙げて質問をいたしました。その後、何か見守り運動について新しい取り組みとか、午前中、いろんなDVとか、そういう事例を聞きましたので、その点も含めて何かありましたら、よろしく願います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、子供の見守り運動の現状について、前回、御質問をいただいたときの回答と繰り返しになる部分もございますが、お答えをさせていただきます。

現在、学校での取り組みとしては、以前から継続しているものとしまして、教職員による定期的な朝の交通指導と、PTA保健安全部による下校時の見守り運動を実施をしております。

町では、放課後児童クラブへの通行の安全確保の送迎支援としまして見守りを行っているほか、教育委員会関係としましては、吉富町青少年育成町民会議が毎年4月、「吉富町子どもを見守る運動」強調週間ということで設定をいたしまして、児童の下校時刻に合わせた見守り運動を広く地域の皆様に呼びかけを行っているところでございます。

7月には、青少年の非行・被害防止全国強調月間でも、町の広報紙を通じまして、地域の皆様

に子供たちへの見守り運動の協力をお願いしているところでございます。

また、吉富町の防犯組合では、青色回転灯を装備した自動車による下校時刻や夜間の巡回パトロール、この下校時刻の巡回パトロールにつきましては、事前に小学校の行事等も問い合わせをいただいて、それに合わせた形での見守りを実施していただいているところでございます。

また、交通安全指導員による朝の交通指導なども、行っていただいております。地域によっては、地域の方々が自主的に通学路の交差点で見守り活動を続けていただいているところもあるようでございます。

現状としては、以上のようなこととなります。

新しい取り組みとしましては、今年度から、昨年度設置しました吉富小学校学校運営協議会の活動の1つとして、朝の挨拶運動を行うことによりまして、登校児童の見守りを行っていただいているところでございます。

この運動につきましては、学校運営協議会の委員に自治会長会の会長さんが入っているんですけども、自治会長会の会長が会のほうに呼びかけていただきまして、自治会長の皆さんが順番で月1回、朝の児童への挨拶、声かけを実施をしていただいております。

この活動につきましても、昨日、学校運営協議会、あるいは自治会長さんにお会いしたときに、引き続き31年度も続けていきたいということで、来年度の自治会長会の事業活動の中で、また協議をしていきたいということをお願いしております。

こういった取り組みを地域の中で広げていけるように、教育委員会としては体制づくりに努めていきたいということで、現在は考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） ありがとうございます。

特に、防犯組合の方、時間をとって、たくさんの方が今、青パトに乗っていただいております。また、議員の方も何名かいらっしゃいますけど、本当によくしていただいております。

ぜひ、午前中の答弁にありましたように、町道のどこかにまた防犯カメラ等が設置されるかもしれないという前向きな答弁もいただきましたので、いろんな団体と協議しながら、教務課のほう为主导となって、子供たちの安全・安心を守っていくように努力させていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 皆さん、こんにちは。

開会前に、火災通報、通知があり、担当部局の確認により、大きな被害はないもようとのことです。住民の被害、皆さんが安全であることを信じて、質問に移りたいと思います。

1つ、要望書の取り扱いについてお聞きします。

広報31年度2月号9ページにあります、ほ場整備受益者分担金の軽減を求める要望書というものが提出されたと掲載されております。これらなど、町に要望が提出された場合、こういう場合の取り決めというものはあるのでしょうか。例えば規約があるんですとか、何かあるのかと思いますが、まず最初に経緯等、流れなどがあれば、そこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

町に対する要望書につきましては、直接要望書を持参される場合、役場玄関横にある町民御意見箱に投稿される場合、郵送により送付される場合、町のホームページに投稿される場合など、いろんなケースがございますが、全てその要望書は担当課に配付し、担当課においては、回答等が必要なものは起案し、決裁の後、回答等の事務処理を行っているところでございます。

こういった流れにつきまして、特に明文化したものはございませんが、通常の事務処理の流れのとおりに行っているというところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありました。どういう形にしろ、届いたものは担当部局に提出し、あとは担当部局の中で要は処理をするというか、手続を考えるとということなんでしょう。

1つお聞きしたいんですが、例えばどういうものがどれぐらい届いたものかというのをどこかが一度把握して担当部局に返し、その返答が来たかどうかの確認みたいなものはされているのでしょうか。

これは、ある町では、上がってきた要件をファイル化して、それを出して、処理したか、していないかというものに分けているそうなんです。これが要望じゃなくても、あらゆるものに関してですけど、よく部局の課長クラスとかまで行くと、決裁前、決裁後とか、よくあるじゃないですか。そういうものと同じように、処理をされたか、されていないか、これが把握できるような体制になっているのかですね。

例えば、住民は質問と思ってたけれど、一方では担当部局ではこれは質問とは思わず意見と思ってしまって、それで終わったとかいうこともあるかもしれない、それをどこかが把握されているのか、そこをお聞きさせてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

先ほど申しましたけども、要望等はそれぞれの課に配付をし、それぞれの課で検討した上で決裁をとって事務処理をしております。ほとんどの要望についてはそういった形でしておりますので、未決というものはないというふうには思っております。何らかの形で結論を出して、事務処理をしているというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番の質問にも関連してしまうんですけど、例えばどれぐらい出ているものなのかというのは一元管理はされていないんですか。例えば、住民が今月どういう要望が上がっているかというのを確認できるということはできないんですか。

ここは2番の質問も同じようなことを聞くんですけど、2番の場合は公表の話なので、1番は逆に住民が聞きたい場合とか知りたい場合というのは、各部局に行ってしまうと、部局に聞かないといけないということなので、例えば総務かどこかに行けば、こういう意見、要望が上がりましたという、細かい中身じゃないにしても、大体題名みたいなものだけでも確認できるかとか、何かそういうのはないんですか、それをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そういったシステムは、今のところっておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3問ですから、次に行きますが、今、質問した内容についての続きになるんですが、結果について公表や報告というものはどういうふうに取り扱われているんでしょうか。内部でやっていますよというものなのか、先ほど言ったように、住民がこれを確認できるのかできないのか、いわゆる情報公開請求か何か、そういうものをしなければ出ないものなのか、そこも含めて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 要望者御本人については、回答を差し上げております。

以上です。（「公表や報告はしないの」と呼ぶ者あり）

要望者以外の方に対しては、公表、報告はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） いわゆる開かれた町政という形であれば、内容云々は別にしても、こういうものがありますよというのは広く出すべきではないかなと私は個人的に思うんですが、

今、私が言っているようなことを内部局で例えば検討されたことがあるのかとか、今言われたように、公開しないというのは誰が決めたのかとか、何かそういうのはあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 要望にもいろんな要望がございまして、個人的なものもございまして、一般的なものもございまして。年に1回、行政懇談会で各地区を回っておりますが、そこではいろんな要望、意見等が出ております。それにつきましては、全て回答も含めて広報よしとみで公表しております。

そういった形で、いろんな要望はそこに集約されるかなというふうにも思っておりますので、そういった形で住民の皆様にはいろんな意見について、こういうふうには町は考えておりますよ、こういうふうに対応しましたよということはお示しをしているというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、その結果、公表、報告というのはあえてしていませんが、今言われたような形で、行懇については広報を使って説明している、それが今の現状であるということではよろしいでしょうか。それ以上のことは、今のところは考えていない、検討もしていないということではよかったですかね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のところは、そういった形でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） では、3番目に行きたいと思えます。

先ほど、一番最初に言ったように、ほ場整備受益者分担金の軽減を求める要望書というものについて、この件について具体的に町ではどういうふうな対応をされて、今どのようになっているのか。

仮に、これを受け取った後、例えば町にこういう場合の、今回の場合について、何かそういう審議会みたいなものがあるか、もしくは審議会に諮ったのか、例えば農業委員会を開いたのかとか、いろいろあると思うんですが、何かそういったことの説明というか、そういうことを行ったとか、ここの部分に関してで、要は全体のことを言いたいんですけど、範囲が広くなり過ぎるので、今回の件に関してどういう対応だったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の要望は、12月議会におきまして、吉富町農林水産業分担金徴収条例が可決に至

らず、役員から受益者分担金が高額となるのではないかと危惧し、またほ場整備事業だけ事業費を負担することへの疑念や、持続可能な農業経営の不安など、要望に至った経緯や趣旨についての説明とあわせ、受益者分担金の軽減要望書を受理いたしました。

町は、その要望内容を精査した上で、事業が完了するまでには町の方針を決め、権利者の皆様に説明をする旨の回答をいたしました。

次に、農業委員会などへの説明につきましては、ほ場整備の実施に当たり、土地改良事業に参加する3条資格者の認定、土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の知事への認可申請に際して、農業委員会の同意が必要であることから議案を上程いたしました。農業委員会活動への要望ではないことから、特にその説明はいたしてはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明がありました。今回の件に関しては、もともと提出された方々は条例を否決されたから提出されたという説明でした。これは、この中にそんなことを書いていなかったの、ちょっとびっくりしたんですけど、ほ場整備分担金の軽減を求める、軽減ですよ。

先日の議会に提出された条例案件を否決したことによって、ほ場整備分担金がふえたんですかね。条例を否決されたことで困ったから、下げてくれという話であると、何か上がったから、先日の条例を否決したことによって、本来より上がったから下げてくださいよといった要望というふうに聞こえてしまったんですけど、先日の条例ってそういうものだったんですかね。この要望書はそういう趣旨なんですか。

ここには、去る12月27日に、界木地区ほ場整備地元関係者から今富町長に、ほ場整備受益者分担金の軽減を求める要望書が提出されました。農業者を取り巻く環境は、生産調整に伴う補助金の縮減、米価等の下落や資機材の高騰など、年々厳しくなっております。他の農業者へも基盤整備事業の必要性を認識していただくため、界木地区を本町のほ場整備事業のモデル地区として、あわせて農地の効率的な活用による生産性並びに農業所得の向上、生産コスト縮減、農業者の高齢化対策、担い手を含む新規就農者を確保し、本町の主要産業である農業を持続的なものとなるように検討していますと書かれているんですが、この中に条例に関しては何も書かれていないんですが、しかも分担金が上がったことという形の説明もありません。

要は、農業が厳しくなっているから、ほ場整備が必要ですよということしか書いておりません。今の説明とちょっと違うんですけど、そこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど説明しましたように、要望書を提出するに至った経緯や

趣旨について、説明がございました。その中で、地元の役員から、負担金というのが金額が高くなるのではないかなというような心配から、要望に至った経緯がございました。

界木地区のほ場整備を実施する際の受益者分担金の目安としては、その当時、20万円弱という説明をいたしていたようでございます。ただ、具体的には、31年度の当初予算におきまして、受益者分担金を歳入として上程しております。1平米当たり約80円ということで、31年度の予算が議決をいただければ、地元権利者の皆様にはそのような説明をいたしたいということでございますので、要望書の中にはそういった記載はございませんが、要望を提出した際にそういった趣旨のことを役員の方から話がありましたので、そういう説明をした次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 提出される方は、いろんな思いがあつてされるんでしょう。だから、提出してくるんでしょう。だから、そこにはいろいろな考え方の相違ですとか、実際の話とは違うことも多々あるでしょう。

先ほど、午前中のうちの同僚議員に説明している方も、そういうことを言っていました。私たちと趣旨が違うことを言っていました。それと同じように、考え方にはいろいろあると思います。

でも、それをわかってもらうためにするべきことではないかなと。先日、町長も言われていました。間違えたままでいてもらったら困る、相手に間違えたイメージを持ってもらったら困る。ちゃんとそこは説明せにゃということで、ここでは相手が条例が否決されたことで、高くなるという危惧をされていたというなら、そういう説明はされたんですか。先日の条例はそういうものではないという説明はされたんですか。議会が否決した理由を説明されたんですか、そこを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それにつきましては、山本議員がおっしゃるように、高くなるというようなことは申し上げておりません。ただ、金額の確定につきましては、まだ事業中でございます。それから、各筆の面積もまだ確定しておりません関係から、受益者分担金についてはまだその時点ではお示しができないということを申し上げました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次に行きますね。

今の説明であれば、今、確定もしていない、条例を否決されたことによって高くなっているという説明も、そこはまだ決まっていないから言っていない。ということでは、いわゆる要望書自体がまだ何も生きていない状態ですよね。具体的に何か進んでいる話でも何でもありませんよね。

というなら、これは進んでから載せるものじゃないんですか。こういう掲載の仕方ってどうなんですか。出た時点で、しないでもしても、何でもいから出ましたよと載せるものなんですか。

普通は、前に進むなり、何なりとすることがあって、例えばできませんでもいいです、何か決まっていることだから、要望書が提出されましたとって載せるべきではないんですか。検討も何も進んでもいないものを、とりあえず入ってきましたから載せますというものなんですか。掲載に関しては、企画課長なのかな、これどうなんですか。企画課長、4番目の質問にも一緒になりますけど、どういう掲載の経緯、どういう判断基準になるんですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、広報に記載した経緯について、産業建設課のほうが担当課でございますので、説明をさせていただきますと、農地の基盤整備については、本町は推進するというのを重点施策として進めております。昭和62年に、土屋・鈴熊地区におきましてほ場整備が完了いたしました。それから、約30年間経過して、その間、本町では基盤整備が進んでおりません。

平成28年から、界木地区の基盤整備を着手したわけですが、広く農家の方に基盤整備の必要性を知ってもらい、現在、界木地区がほ場整備が進んでいますということを知っていただく、また界木地区をモデル地区として捉えていたこともあり、当課の中で検討した結果、広報の掲載に至った次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 広報の担当課としてでございますが、今回の記事につきましては、産業建設課だよりということで、産業建設課から記事の依頼がありまして、この内容で広報に載せるというようなことで、企画財政課のほうで広報の原稿としての印刷に入ったわけでございます。

内容につきましては、こういったほ場整備についての、先ほど産業建設課長が言いましたように、モデル地区としてやっていくというようなことでの、住民に対して十分広報すべき内容ではなかったかなということで判断したわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 産業建設課が上げてきたから、企画課としては判断をして載せたという話で、さっきから僕は何回も言いよるんやけど、これを載せるための基準というのはどういものなんですか。例えば、昨年でしたか、どこかの漁協さんとか組合のほうからも、何度も何度も浚渫という話で、要望とかいろいろ来ていると思うんですよ。それって、たしか広報に載

せていますかね。よその団体からも、そういう話が来ていたりもしますよね。判断基準というの
はどこにあるんですか。

広報というものは、私物化のものではないですよ。個人的感情でつくるものじゃないですよ
ね。町民の税金を使って、町に対するものをつくっているんですよ。あるとき、ある人のある
個人的な考えでつくっていいものなんですかね。どうなんですか、判断基準はどうなるんですか
ね。企画課長に先に聞きますよ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

広報の原稿につきましては、各担当課のほうから原稿が上がってくるわけでございます。上が
ってきた原稿につきまして、企画財政課の広報の係のほうでその内容確認等もしまして、その記
事が今の時期にふさわしい、町民が求めている情報であるかどうかというようなことも検討した
上で、最終的に広報の内容として判断しているところでございます。内容につきましては、担当
課と十分な調整の上、記事として載せているわけでございます。

以上でございます。（「基準があるんですかと聞きよる」と呼ぶ者あり）

明確な基準はございません。ただ、内容につきましては、責任がございますので、担当課と十
分な内容の調整はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この件について、これ以上しても今は意味がないので、あくまで
も担当課の担当が決めたことを、自分が載せたいと思ったことは載せますよ、載せたくないもの
は載せませんよということでもいいんだと思います。その判断は、別に基準はないと。そのときそ
のときの情勢に合わせて、これは載せましょう、これは載せんでおきましょうという判断なんで
しょう。それはそうでしょうね。新聞だって、ある意味そういうものですからね。

ただし、新聞などと違って、これは町民の税金を使ってつくっておりますので、そこに関して
はよく皆さんも理解していただいた上で町税を使って、先日、カラーにもしましたから、わざわざ
私物化するためにカラーにしたものではないですから、そこは皆さんももう一度よく考えてい
ただいて、町民のための広報づくりに挑んでいただきたいと思います。

今回、私は早く終わるつもりですので、この件はこれ以上言っても仕方がないので、次に行き
たいと思います。

2番目の質問です。申告及び手続における交通弱者対応について。

この趣旨は、現在、町の中は高齢化率が高くなっています。もう一つは、よく同僚議員たちが
質問されているんですが、免許証の返納というのが今どんどん国も進めております。ということ

は、どんどん、今後、自分で車を運転したりして、直接来れない方がふえてくるというのは目に見えております。そこについて、町として今後どうしていくのかという気持ちもあつての質問だと理解してください。

1番、確定申告初め各種手続による証明書など、町へ直接受け取りに行く必要がある書類への対応、要はどのようなものがありますかというのを、住民の方もいざ自分の身に降らないとわからないことが多いと思うんですね。ですから、証明といっても、ただ住民票の配付とか、そんなのではなくて、一般的にこれが必要なんだけど、わざわざ町の窓口まで来ないといけないようなものについてをお聞きしたいので、まず担当部局のほうから、どのようなものがあるのかというのを踏まえて、説明があればと思います。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） まず、私は税務課長として、こちらのほうの確定申告云々というところで始まっていますので、お答えいたします。

現在、御自分で確定申告書を作成する方のために、国民健康保険税などの納付金額を記載した納付確認書を役場窓口で交付しています。なお、これにつきましては、郵送対応は行っておりません。

ほかのものについては、私のほうで把握していませんけど。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 1番目の質問で、いきなり言ったら悪いのかな。あと、ここに書いているように、初め各種手続上で必要なもの、各部局にこれをとりに来てもらわな悪いですよ、来ていますよというのがもしあるのであれば、まず最初にそこを教えてください。

何でこれを質問するかというと、僕たち後期高齢者でもないからとか、医療にもほとんどかからないので、僕は町の役場に手続に来るといのはほとんど限定されるんです。しかし、来ないといけない方が多々あるとよくお聞きするので、主立ってどういうものがあるのか、ちょっと教えてほしいと思ったんですけど。

今、言われたように、例えば確定申告のときには、国民健康保険の方は国保税の支払った領収みたいなもの、そういうものを、まず、取りに来にゃ悪いとか、後期高齢者の方は、こういうものを取に来にゃ悪いとか、何かいろいろあるそうなんです。ただ、私がそこに関係してないんで、きのう申告に行って初めて僕も思ったんですけど、国保税というのは領収書ってないんですね。例えば年金とかの場合は、支払った総額についての通知が来るんですね。国保税は支払いを今年度これだけですよというのは来るけど、支払った額については来ないんですよ。

ただ、僕は一般的にいつも町の窓口で確定申告というか申告するんで、もう町のものなんで全

部払った金額は出るんですけど、一般的にはそれ受け取りに来ないみたいですね。そういうものがほかに何かないのかなと思って、なければいいんですよ、別に。ちょっとそこがあれば。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 申告につきましては、健康福祉課のほうでは、あと後期高齢者の証明と介護保険料、これは広域のほうから証明を出すことはできますが、税務課と同様、現在、郵送等の手続きの発送はしていません。ただし、役場のほうに見えられれば、すぐ証明が出せるような状態にはなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどから税務課長と健康福祉課長が郵送などしていませんという、3番の質問を先に言って下さったのでちょっといいんですけど。

先に、まずは2番に行きましょう。免許証返納などを今後、交通弱者がふえる予定になっておりますが、それについて町としてそういう協議とか、何か検討というのはされているのでしょうか。あれは仕方ないですね、生活保護の方が窓口に来ないといけないとか、そういうのは、もうしょうがないんだと思うんですね、本人確認が必要だとかあるんだと思いますけど。何か町として全体的に何かそういう協議、例えば課を統合して今後の高齢者に対する対応を、何か検討されたとかそういう実績とか何かあるのであれば、そこも含めてお聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 町のそういう配布物といいますか、そういうものがあつた場合、総合的に考えて一律にどうする云々ということは検討はしていませんが、済みません、確定申告ということの質問かなと思ひまして、まず、私のほうから用意させた回答のほうを述べさせていただきます。

2番につきましては、今後は自宅で申告を行う方がふえている中、住民サービスの向上を目的とし、全納税者に当該確認書を郵送することについて、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3番の質問にもう行ってしまった形になるんですが、要は郵送などの簡易化ができたほうがいいんじゃないですかというような質問でした。郵送でよく年金ですか、自分たちが入っている保険の1年間の払った金額とか来るじゃないですか。ピットはぐって銀行からとか、あれが大きな市町村ではやっているというんですが、あれを導入するのにやっぱりお金もかかりますし、マンパワーもかかるんで、私はそれをいきなりしてくれという話では

なくて、逆に例えば住民が町に対して、「済みません、行けないんで送ってもらえませんかね」とか、そういう場合に対応していただけるのか。もちろん本人負担になるのかどうかわかりませんが、それぐらいのことはしていただけるのか。

というのが、御存知のように町内は自分で行く便宜がない方は、町内巡回バスというのを唯一の手段ですよ。片道100円、往復で200円、200円かけてわざわざ町に半日かけて来ないといけないんです。「これぐらいならば、もう私は50円払います、100円払いますから送って下さいよ」という方も中にはおるかも知れない。そういう対応をしていただけるのか。今現在、町から送ることをしないにしても、そういうことをしていただけるのか、そういう検討をされているのかを含めて、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今、答えましたとおり今まではやっておりません。窓口に来ていただいて交付するという形で行っております。実績も郵送対応は1件もないと、近年におきましてはないということを調べております。

でも、先ほど言いましたように、できれば次回の申告、今やっている申告じゃなくて次回の申告からは、事前に全納税者に納税確認書というんですけど、これを郵送したいと考えております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これいきなり総務でいいのかな、企画でいいのかいきなり振ってごめんなさい。町のほうで申請というか本人が必要と思う書類に関して、本人が窓口に来て本人確認をしなければいけないものに関しては、それは無理だと思うんですよ。それ以外の、安易なものについては、例えば今、言われたように町として、本人からの郵送をお願いすれば対応していただけるのかどうか、そこはどうなんですかね。ちょっと教えてください。もしか検討をされるか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、もう既に住民票とかは請求があれば郵送によって交付をしているというような事実がございます。

さまざまなものがございますので、その申請、その申請によってでないと、ちょっと答えられないところがございますので、全体的にどうかということちょっと答えづらいところがございます。個々の申請についていろんな方法があると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 個々の部分はわかるんですよ。でなくて、僕が聞いているのは、

今後、要は高齢化率がふえていき、免許を持っていない方がふえることが安易に想定できるわけじゃないですか。そのために町もバスの路線図を変えたりとか、ダイヤ改正とかで少しでもいいようにしようとしているわけじゃないですか。

それはそれとして、それとは別個に町の対応として、今後そういうことを進めていくための検討をされるのか、されないのかってそれも踏まえて、これ、町長、どうですか。こういう町の取り組みというのは、町長としての考えを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、山本議員さんが御指摘をされる内容については、全てできればいいことだろうと思います。ですが、物には限りがありますし、いろいろ内容もあります。一口で回答ができかねますというのが正直なところです。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3番行きます。今言った郵送などの簡易な課のできるものがありますかと、あと手数料の話をここに書いています。町に私は負担をしてくれという話は先ほどからしておりません。今後、そういう本人負担でもいいから町として取り組みをしてもらえるかどうかという話を、検討できるものなのか、今現在どう考えてどう考えているのか、検討すべきものなのか、検討されるべきでないものなのか、そこも踏まえてちょっとお聞きしたんですが、これはどこが答えてもらえるのですか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどお答えしたとおり、全てにおいて一口でできます、できませんというわけにはいかない。内容や要件によってできるときもあろうし、できないこともあろうし、まだまだ事務的な整理が必要なこともあろうかと思えます。その辺を、そういう条件を整えなければならぬこともあるかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、ちょっと予定時間を過ぎてしまったので、私としては町として、そういう高齢者に対して思いやりのあるような町で進めるのかどうなのかということをお聞きしたかったんですが、最後に町長がお答えしていただきましたので、そういう形なんでしょう。残念で仕方ありませんが、これにて終わりたいと思えますが、任期最後の一般質問でした。皆さんには本当にお世話になりました。

今後も町民主体、住民本位の行政運営、サービスの提供をしていただけることと信じて、私の一般質問を終わりたいと思えます。お疲れさまでした。

○議長（若山 征洋君） これにて、一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時03分散会
